

補助金等取扱基準

補助金等の名称	土地改良施設維持管理適正化事業補助金
補助事業等の目標	土地改良施設の補修等が円滑に行われるよう、本事業により施設の定期的補修を行い、施設機能の保持や耐用年数の確保をして農業生産の向上を図る。
補助事業等の対象者	土地改良施設維持管理団体
補助対象経費	国の定める「土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱」に基づく農業用水確保のためのかんがい排水路改修工事等に要する経費。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	土地改良施設維持管理適正化事業の事業費の10%
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業の対象者からの実績報告書をもとに、担当部署が補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	
補助事業等の終了時期	
	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容などを諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	経済部 農林課 耕地林務係